

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	はるやま商事株式会社
【英訳名】	Haruyama Trading Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 治山 正史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岡山市北区表町1丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月29日に提出した第38期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがあったので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出する。

2 【訂正事項】

- 3 評価結果に関する事項
- 4 付記事項

3 【訂正箇所】

（訂正前）

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

（訂正後）

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

第39期第2四半期レビューにおいて、監査法人からの指摘により第38期第3四半期、同期末決算、第39期第1四半期における繰延税金資産の計上金額が過少となっていたことが判明し、その結果当期純利益が過少に計上されていた。この原因は、決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったためである。

なお、本件に対する対応として、当社は、第38期第3四半期の四半期報告書及び第38期有価証券報告書の訂正報告書並びに第39期第1四半期の四半期報告書の訂正報告書を提出している。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載した不備に関しては、本訂正報告書提出時点においては決算財務報告プロセスにおけるチェック項目の是正及びチェック体制の確保について完了している。